

# 経営事項審査の申請時期について

## POINT

### ◆審査基準日

経営事項審査では、原則として**申請をする日の直前の事業年度終了日（直前の決算日）が審査基準日**となります。

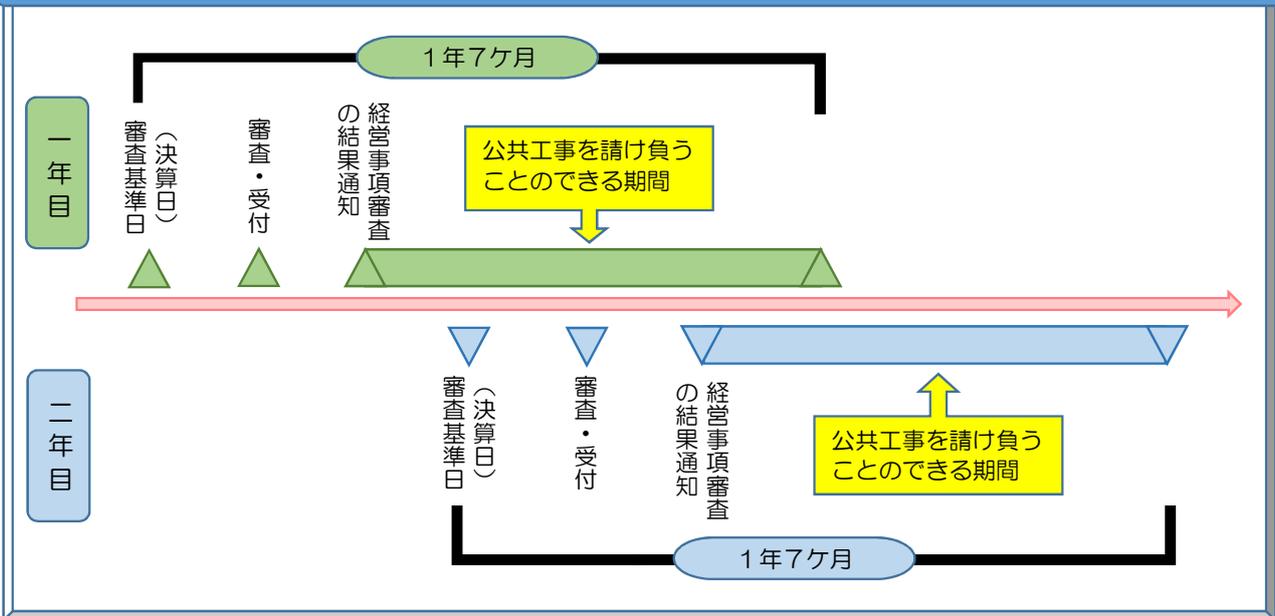
### ◆有効期間

経営事項審査の**有効期間**は、結果通知書（経営事項審査）を受領した後、その経営事項審査の**審査基準日から1年7ヶ月**の間です。

### ◆有効期間を切れ目なく継続するためには…

毎年、**決算終了後4ヶ月以内**を目安に経営事項審査を申請してください（3月決算の会社であれば7月末日まで）。また、申請するにあたり、事前に建設業許可に係る決算の『変更届出書』の提出を必ず行ってください。

## ●有効期間が切れ目なく継続するケース（通常）



## ●申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース

